

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(被保険者としない者)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の68</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき <u>2万7,600円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の26</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき <u>9,600円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としない。</p> <p>[同左]</p> <p>第15条の4 [同左]</p> <p>所得割 <u>100分の90</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき <u>2万8,800円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>2 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第15条の12 [同左]</p> <p>所得割 <u>100分の27</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき <u>8,100円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>

2 〔略〕

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の16 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき 1万1,100円 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 〔略〕

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、10万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円) の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後

2 〔略〕

〔同左〕

第16条の4 〔同左〕

所得割 100分の23 (介護納付金賦課総額の100分の49に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき 1万1,100円 (介護納付金賦課総額の100分の51に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 〔略〕

〔同左〕

第16条の5 第16条の2の賦課額は、9万円を超えることができない。

〔同左〕

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円) の合算額とする。

〔同左〕

5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万9,320円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 6,720円

ハ [略]

前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に定める額に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万3,800円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 4,800円

ハ [略]

第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、地方税法施行令第56条の89第4項に定める額に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2万160円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 5,670円

ハ [略]

[同左]

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万4,400円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 4,050円

ハ [略]

[同左]

数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 5,520円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,920円

ハ 〔略〕

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 5,760円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,620円

ハ 〔略〕

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4第1項、第15条の12第1項、第16条の4第1項、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。